

熊本県地域防災計画 令和6年度修正案の概要

1. 防災基本計画修正(R5. 5)の反映

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 多様な主体と連携した被災者支援
 - ・ 都道府県による災害中間支援組織の育成・強化、関係者の役割分担の明確化
 - ・ 災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化
 - ・ 災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備
- 国民への情報伝達
 - ・ 地震情報の解説・伝達
 - ・ 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施
 - ・ 障がい者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進
- デジタル技術の活用
 - ・ 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

令和4年に発生した災害を踏まえた修正

<トンガ諸島の火山噴火による潮位変化>

- 火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達

2. 県独自の修正

共通対策編

- 防災センター・県央広域本部の移転に伴う修正
- 水道法等の改正による水道整備・管理の所管替え
- **道の駅「錦」の整備完了に伴う防災活動拠点の追加**
- 防災訓練を通じた民間賃貸住宅の提供に係る連携強化
- **建設型応急住宅の建設候補地の検討**
- 教育事務所及び警察本部の待機体制の見直し

風水害対策編

- 阿蘇立野ダムの本格運用に伴う修正

阿蘇火山噴火対策編

- 阿蘇火山噴火対策編における他対策編との構成の統一

1. 防災基本計画修正（R5. 5）の反映

（1）都道府県による災害中間支援組織の育成・強化、関係者の役割分担の明確化

- ・ 災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県においては、県域で活動するNPOやボランティア等の活動支援・調整を行う組織（災害中間支援組織）の育成・強化や、社会福祉協議会等の災害ボランティアセンターの運営を支援する者との役割分担をあらかじめ定めるよう努めることと新たに明記。
- ・ 市町村においても同様に、災害ボランティアセンターの運営を支援する者との役割分担をあらかじめ定めるとともに、災害ボランティアセンターの設置予定場所について明確化するよう努めることと新たに明記。

⇒「第1編 第2章 第17節 3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備」に追記（新旧対照表P9）

KVOADとの連携

令和2年7月豪雨では、熊本地震の経験を踏まえ、平時からKVOAD及び熊本県社会福祉協議会との3者連携体制を確立し、発災直後から情報共有を行い、それぞれの特徴を生かした支援が可能となった。

また、KVOADによって民間支援団体等が集まるオープンな情報共有の場「火の国会議」が開催され、効果的な被災者支援につながった。

【人吉市災害ボランティアセンターの様子】



出典：熊本県デジタルアーカイブ

1. 防災基本計画修正（R5. 5）の反映

（2）地震情報の解説・伝達

- 大規模な地震が頻発するとともに、発生リスクが高まるなか、県及び市町村は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、震度や長周期地震動階級、震源、マグニチュード等の地震情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものと新たに明記。

⇒「第1編 第2章 第4節 1. 住民に対する防災知識の普及」に追記（新旧対照表P30-31）

＜南海トラフ地震臨時情報＞

南海トラフ地震臨時情報		発表条件
		■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
キーワード	調査中	■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

出典：内閣府防災ホームページ

1. 防災基本計画修正（R5. 5）の反映

（3）障がい者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

- ・ 市町村において、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得し、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実や、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進など必要な施策を講ずることと新たに明記。

⇒「第1編 第2章 第15節 1. 避難行動要支援者等支援体制の整備」に追記（新旧対照表P6－7）

「障がい者の特性に応じた平時・災害時の対応指針」の作成（平成30年3月）

本県では、平成28年熊本地震の課題検証を踏まえ、障がい者の方々に
対する障がい特性に応じた具体的な支援のあり方について、市町村向け
に「障がい者の特性に応じた平時・災害時の対応指針」（障がい者支援課）を
作成している。

障がい者の特性に応じた
平時・災害時の対応指針

平成30年3月
熊本県健康福祉部障がい者支援課

2. 県独自の修正

(4)道の駅「錦」の整備完了に伴う防災活動拠点の追加

- ・ 大規模災害発生時において、県が迅速かつ的確な災害応急活動に資するためには、複数の広域防災活動拠点を確保することが必要。
- ・ 道の駅「錦」は令和4年度に防災機能を強化しており、既に地域防災計画に位置付けられている道の駅「たのうら」とともに県南広域本部管内をカバーする広域的な活動拠点としての役割が期待されるため、新たに広域防災活動拠点として位置付けるため新たに明記。

⇒「第1編 第2章 第8節 5. 防災活動拠点施設」に追記(新旧対照表P5)

道の駅「錦」の防災機能強化

県内道の駅は、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨時に、道路利用者や付近住民の一時避難所、災害支援の基地として利用された。

道の駅「錦」は、球磨郡錦町一武の国道219号線沿いに所在し、令和4年度に防災トイレやソーラー街灯、防災倉庫を設置するなど、防災機能を強化した。



【道の駅「錦」】

2. 県独自の修正

(5)建設型応急住宅の建設候補地の検討

- ・ 市町村は、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等を、建設型応急住宅の建設候補地とすることと地域防災計画に明記されている。
- ・ 発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設候補地の選定にあたっては、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意することを新たに明記。

⇒「第1編 第3章 第21節 2. 応急仮設住宅の供与」に追記(新旧対照表P27)

令和2年7月豪雨における建設型応急住宅について

令和2年7月豪雨において、八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、相良村、山江村、球磨村で、24団地808戸の建設型応急住宅が建設されるなど、複数の建設地が必要となったが、熊本地震の教訓を踏まえた仮設住宅の整備マニュアル・計画方針を用意していたため滞りなく工事に着手できた。

【人吉市における建設型応急住宅建設状況(当時)】



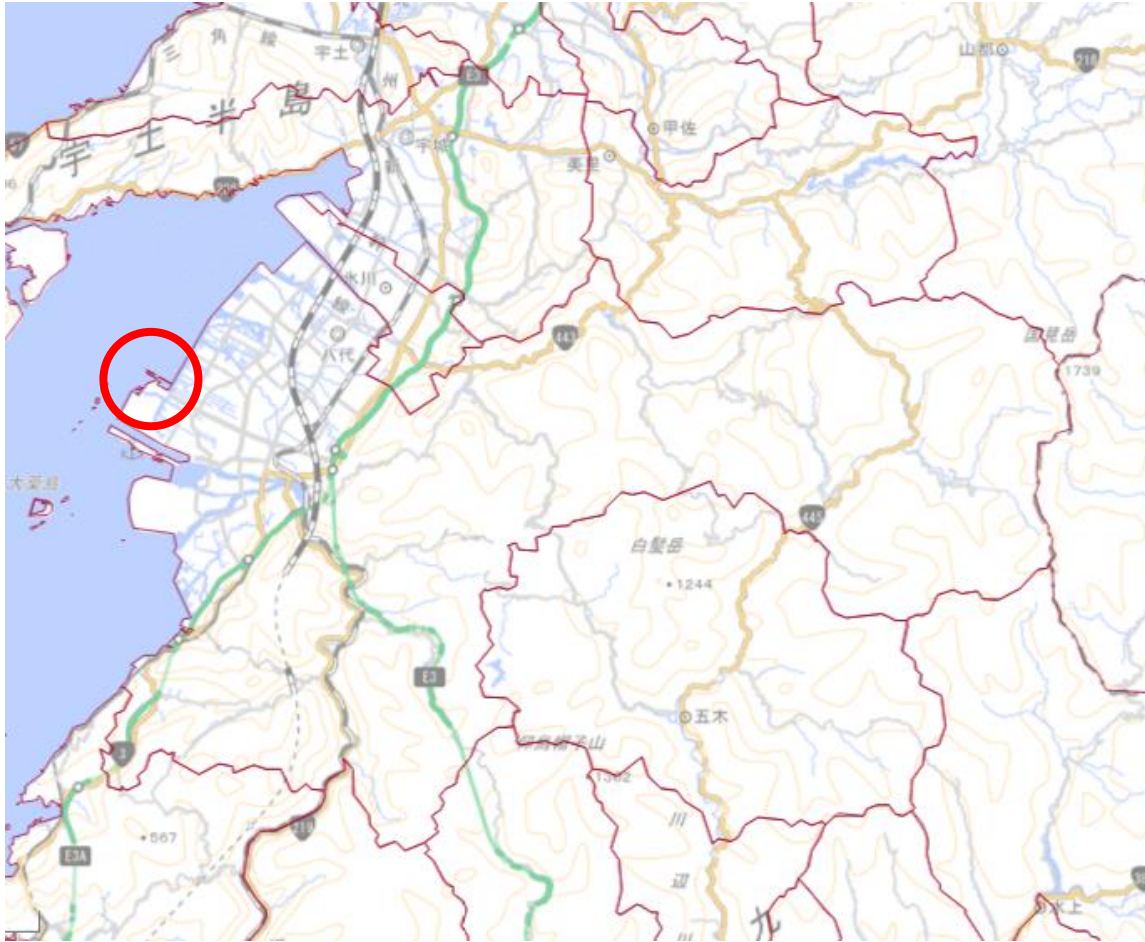
出典: 熊本県デジタルアーカイブ

熊本県石油コンビナート等防災計画

令和6年度修正案の概要

資料2－1

八代地区特別防災区域付近（八代市大島町周辺）



（引用元）防災情報くまもと



国土地理院撮影の空中写真

八代地区特別防災区域



国土地理院撮影の空中写真

計画の主な修正内容

《計画編》

- ・ 防災関係機関の組織改編等に伴う修正
(熊本県警察 警察本部先遣隊・県警備部隊等 → 県警察警備実施部隊等)
- ・ 消防団員数の更新に伴う修正
(1,069人 → 998人)

《資料編》

- ・ 特別防災区域図の修正
(タンク廃止やメガソーラー新設等による修正)
- ・ 数値の更新などに伴う修正
(石油類の取扱量及び貯蔵量 (KL) 100,684 → 97,370 等)

熊本県水防計画書

令和 6 年度修正案の概要

資料 3－1

水防計画書の主な修正内容

1. 本編

修正なし

2. 資料編

(1) 重要水防区間（箇所）一覧表の修正

(修正理由)

河川改修の進捗や河川巡視の結果等を受けて、箇所の延長及び危険状況を追記・修正
(例)

【県天草】大宮地川・・・河川改修工事に伴い延長を減（右岸480m⇒右岸 400m）

(2) その他文言等の修正

(修正理由)

国土交通省事務連絡「水防計画作成の手引きの改定について（R5.12.26）」を受けての
修正等

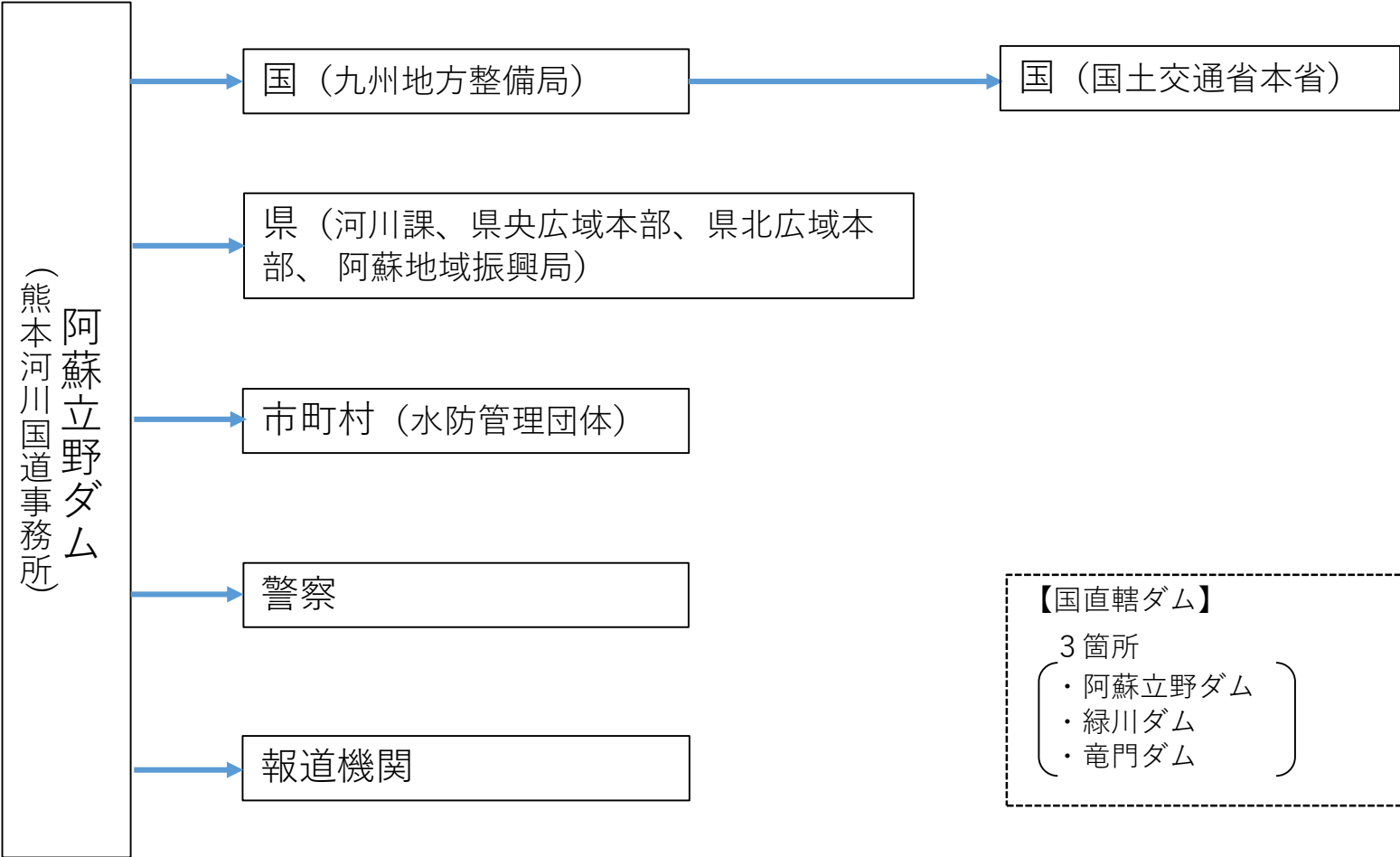
阿蘇立野ダム完成に係る情報伝達について（情報提供）

令和5年度末に阿蘇立野ダムが完成したことに伴い、管理者である国土交通省九州地方整備局が阿蘇立野ダムの放流に関する通知等の連絡系統を構築。

阿蘇立野ダム完成に係る情報伝達について

- 令和 5 年度末に阿蘇立野ダムが完成したことに伴い、管理者である九州地方整備局が阿蘇立野ダムの放流に関する通知等の連絡系統を構築

情報伝達イメージ図（阿蘇立野ダム）



市町村地域防災計画修正状況について

災害対策基本法第42条の規定に基づく、市町村地域防災計画の修正について知事への報告状況

主な修正項目

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ①盛土による災害の防止に向けた対応 | ⑦災害に伴う大規模な立ち往生発生時の対応 |
| ②災害時の安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化 | ⑧避難所の運営管理におけるNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働 |
| ③適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令 | ⑨長周期地震動階級の実施の変更 |
| ④海外で大規模噴火が発生した場合等の津波における避難指示との適切な発令 | ⑩新型コロナウイルス感染症の実施の変更 |
| ⑤津波対策の推進 | ⑪「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」に係る修正 |
| ⑥流域治水の取組を推進するための連絡体制の構築 | |

各市町村における地域防災計画修正のための防災会議の実施状況

市町村名	実施日	市町村名	実施日	市町村名	実施日	市町村名	実施日	市町村名	実施日	市町村名	実施日
熊本市	R5.6.1	南関町	R5.5.31	南小国町	R5.6.5	益城町	R5.5.30	人吉市	R5.5.22	山江村	R5.5.30
宇土市	R5.5.31	長洲町	R5.5.30	小国町	R5.5.31	甲佐町	R5.6.5	錦町	R5.6.7	球磨村	R5.6.7
宇城市	R5.6.9	山鹿市	R5.5.26	産山村	R5.6.7	山都町	R5.7.7	あさぎり町	R5.6.13	天草市	R5.6.13
美里町	R5.5.25	菊池市	R5.5.26	高森町	R5.6.15	八代市	R5.5.30	多良木町	R5.6.5	上天草市	R5.6.1
荒尾市	R5.6.7	合志市	R5.6.16	南阿蘇村	R5.5.31	氷川町	R5.6.5	湯前町	R5.6.5	苓北町	R5.7.13
玉名市	R5.6.21	大津町	R5.5.29	西原村	R5.6.30	水俣市	R5.5.26	水上村	R5.6.5		
玉東町	R5.6.9	菊陽町	R5.5.31	御船町	R5.5.31	芦北町	R5.4.21	相良村	R5.6.5		
和水町	R5.6.20	阿蘇市	R5.6.1	嘉島町	R6.3.7	津奈木町	R5.6.19	五木村	R5.6.6		